

無権代理行為の追認 宅建 H24-04-1 <<#834>>

【問】 正誤をつけよ。

A所有の甲土地につき、Aから売却に関する代理権を与えられていないBが、Aの代理人として、Cとの間で売買契約を締結した。Bの無権代理行為をAが追認した場合には、AC間の売買契約は有効となる。

【答え】 正しい

<<ポイント1>> 無権代理【★入門】

代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。（民法 113 条 1 項）

<<ポイント2>> 無権代理行為の追認【★入門】

追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。（民法 116 条）